

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 13 号

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当に関する規則（昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給額) 第 5 条 [略]	(支給額) 第 5 条 [略] 第 5 条の 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を <u>改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第 8 項から第10項までの規定による給料を支給される職員 に関する前条の規定の適用については、同条中「給料 月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県 条例第29号）附則第 8 項から第10項までの規定による 給料の額との合計額」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。